

創業へ向けた具体的な事業計画作成をサポート！
はじめての方から、すでにセミナーを受講された経験者も！

嘉麻市創業塾

参加費
無料

(先着10名程度)

～こんな方に～

- ・創業したいが何からはじめて良いかわからない。
- ・セミナーなどに参加し簡単な知識はあるけれど具体的な事業計画はない。
- ・事業主になるとどのような手続きが必要になるのかわからない。

11/15
(金)

事業計画の基礎

創業の基礎知識、事業計画、事業コンセプトの
つくり方等

講師:米倉博彦 先生(中小企業診断士)

11/28
(木)

財務・労務関係の基礎力を高める
税金等の基礎知識、開業時の税務手続き
労務の基礎的な知識等

講師:吉岡滋樹 先生(税理士)

12/5
(木)

資金調達・マーケティングについて

借入れ時の心構え、資金計画とは？
販売計画・マーケティング戦略とは？

講師:中嶋康夫 先生
(日本政策金融公庫福岡支店 国民生活事業 融資第三課長)
講師:米倉博彦 先生(中小企業診断士)

12/19
(木)

事業計画(ビジネスプラン)作成
実際に事業計画を作成してみる!

講師:米倉博彦 先生(中小企業診断士)

日程

R1.11/15(金)～12/19(木)の4日間(上記)

時間

いずれも19:00～21:00の2時間

場所

嘉麻市商工会稲築本所(嘉麻市鴨生392-1)

対象

嘉麻市内で創業を目指す方、創業2年未満
の市内事業者(定員10名程度を予定)

ご予約・お問い合わせ
嘉麻市商工会
嘉麻市鴨生392-1(右図)



TEL

申込み

0948-42-1400

上記番号へご連絡ください。
※名簿作成のためご住所、氏名、年齢、
創業予定業種などをお伺いさせていただきます。

かま 嘉麻市 からのお知らせ

「移住定住起業チャレンジ支援事業補助金制度」とは!?

※必ずしも創業塾の受講が必要になるものではありません。

みんなのチャレンジを応援します!

嘉麻市では、地域経済の活性化及び移住・定住の促進を図るために、市内で新たに起業する場合に予算の範囲内において、経費の一部を補助金として交付します(予算額1000万円)



CHECK1

補助金額について

補助率	補助対象経費の1/2	
基本限度額	100万円	
加算額	①移住加算	100万円
	②若者加算	20万円
	③地域指定加算	20万円
	④業種加算	10万円

- ①移住加算:市外から転入後、1年未満の人または実績報告提出日までに転入する人
- ②若者加算:申請時点で年齢が45歳未満の人
- ③地域指定加算:嘉穂地区・市内の商店街で起業する人
- ④業種加算:飲食業、工芸等の創作活動に関する事業、アウトドア関連小売業、嘉麻市の魅力を発信することができる事業(市内産品を活用するなど)

CHECK3

補助対象経費について

- ・店舗等の建築費、取得費及び改修費
- ・店舗、駐車場の賃借料(最高6ヶ月分)
- ・広告宣伝費
- ・起業に必要な設備費、備品購入費等
- ・その他、市長が認めた起業に必要な経費

※本補助の交付決定前に着工しているものについては、対象となりません。

CHECK2

補助対象者について

※下記すべてに該当する必要があります。

- ①嘉麻市内で新たに起業をする人
- ②直接事業、または営業に携わる人
- ③嘉麻市内に住んでいる人または起業に伴い市外から移住する人。
- ④資格が必要な業種については、その資格を有する人または起業までに有する見込みがある人。
- ⑤嘉麻市商工会または嘉麻商工会議所の支援を受けて、創業計画を作成すること
- ⑥起業にかかる資金については、金融機関等の融資を受ける見込みがあること

※以下のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・市税等を滞納しているとき
- ・市内での事務所等の移転
- ・仮設または仮設店舗での起業
- ・他の人が行っていた事業の継承
- ・暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する人の起業
- ・風俗営業等の起業
- ・その他、市長が適切でないと判断するとき



お問合せ

嘉麻市役所 産業振興課商工係
0948-57-3154
<http://www.city.kama.lg.jp>